

# 令和3年度 事業予定計画書

## 1 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

項目	共済目的等 組合員数	農 作 物 共 済				
		水				稲
		一 筆	半 相 殺	全 相 殺	品 質	地域インテックス
区域内の概数	人 82,935	a 2,284,500				
前年度引受実績	64,201	1,900,346	5,424	7,338	0	0
本年度引受計画	64,201	1,623,912	42,633	55,284	0	0
本年度予定引受率	% 77.4	% 75.4				

項目	共済目的等	農 作 物 共 済				
		麦				
		一 筆	半 相 殺	全 相 殺	災害収入	地域インテックス
区域内の概数		a 29,500				
前年度引受実績	9,186	58	97	0	0	
本年度引受計画	0	3,877	4,143	0	0	
本年度予定引受率		% 27.2				

項目	家畜共済							
	死亡廃用共済							
	搾乳牛	育成乳牛	繁殖用雌牛	育成・肥育牛	育成・肥育馬	種豚	肉豚	肉用種雄牛
区域内の概数	頭 6,006	頭 2,278	頭 4,804	頭 20,604	頭 0	頭 4,610	頭 41,587	頭 2
前年度実績	7,466	4,913	5,150	36,972	0	4,765	28,498	2
本年度計画	7,284	3,893	5,020	35,691	0	4,710	28,420	2
本年度予定引受率	% 121.3	% 170.9	% 104.5	% 173.2	% -	% 102.2	% 68.3	% 100.0

項目	家畜共済				
	疾病傷害共済				
	乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚	肉用種雄牛
区域内の概数	頭 8,284	頭 25,408	頭 0	頭 4,610	頭 2
前年度実績	8,361	23,012	0	2,790	2
本年度計画	8,197	21,299	0	2,450	2
本年度予定引受率	% 98.9	% 83.8	% -	% 53.1	% 100.0

共済目的等 項目	果 樹 共 済								
	収 穫 共 済								
	うんしゅうみかん		なつみかん	指定かんきつ		りんご		ぶどう	
	減収一般	災害収入	減収一般	減収一般	災害収入	減収一般	半相殺特定	減収一般	災害収入
区域内の概数	a 183,000		a 5,030	a 103,080		a 8,500		a 27,900	
前年度 引受実績	2,730	4,392	185	1,584	5,144	178	1,270	1,440	2,844
本年度 引受計画	2,913	4,660	220	1,750	5,400	1,480	1,300	1,512	3,000
本年度 予定引受率	%		%	%		%		%	
	4.1		4.4	6.9		17.4		16.2	

共済目的等 項目	果 樹 共 済							
	収 穫 共 済		樹 体 共 済					
	なし		うんしゅう みかん	なつ みかん	指 定 かんきつ	りんご	ぶ だ う	なし
	減収一般	樹園地特定						
区域内の概数	a 13,800		a 183,000	a 5,030	a 103,080	a 8,500	a 27,900	a 13,800
前年度 引受実績	598	87	61	0	51	0	40	0
本年度 引受計画	633	0	95	30	85	0	50	0
本年度 予定引受率	%		%	%	%	%	%	%
	4.6		0.1	0.6	0.1	0.0	0.2	0.0

項目	共済目的等			
	畑作物共済			
	大豆			
	一筆	半相殺	全相殺	地域 インデックス
区域内の概数	a 43,000			
前年度 引受実績	12,128	32	452	0
本年度 引受計画	9,084	207	300	0
本年度 予定引受率	% 22.3			

項目	共済目的等									
	ガラス室		プラスチックハウス							
	I 類	II 類	I 類	II 類	III 類	IV 類		V 類	VI 類	VII 類
						甲	乙			
区域内の概数	棟 2	棟 63	棟 1	棟 8,331	棟 230	棟 324	棟 102	棟 75	棟 556	棟 8
前年度 引受実績	1	21	0	4,929	84	174	41	49	351	4
本年度 引受計画	1	22	1	4,806	136	105	54	54	387	5
本年度 予定引受率	% 50.0	% 34.9	% 100.0	% 57.7	% 59.1	% 32.4	% 52.9	% 72.0	% 69.6	% 62.5

共済目的等 項目	任 意 共 済	
	農 家 建 物	農 機 具
区域内の概数	棟 189,900	台 115,500
前 年 度 引 受 実 績	100,376	9,697
本 年 度 引 受 計 画	100,460	9,711
本 年 度 予 定 引 受 率	% 52.9	% 8.4

2 農業共済事業の規模

(1) 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

共済目的等		項目	引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料 D	交付金又は 納入保険料 E=B-D	手持共済掛金	備 考	
			本年度予定	前年度実績		総 額 A	国庫負担金 B	農家負担金 C					
農 作 物	水 稻	一 筆	1,623,912 a 58,330,308 kg	1,900,346 a 68,734,910 kg	千円 11,066,022	千円 39,421	千円 19,704	千円 19,717	千円 115	千円 19,589	千円 39,306		
		半 相 殺	42,633 a 1,759,733 kg	5,424 a 221,837 kg	334,978	1,460	730	730	3	727	1,457		
		全 相 殺	55,284 a 2,600,104 kg	7,338 a 332,531 kg	494,589	4,814	2,407	2,407	5	2,402	4,809		
		品 質	0 a 0 kg	0 a 0 kg	0	0	0	0	0	0	0	0	
		地 域 インデックス	0 a 0 kg	0 a 0 kg	0	0	0	0	0	0	0	0	
		一 筆	0 a 0 kg	9,186 a 103,206 kg	0	0	0	0	0	0	0	0	
	麦	半 相 殺	3,877 a 54,310 kg	58 a 640 kg	1,223	76	40	36	0	40	76		
		全 相 殺	4,143 a 73,974 kg	97 a 906 kg	1,535	87	45	42	0	45	87		
		災 害 収 入	0 a 0 kg	0 a 0 kg	0	0	0	0	0	0	0		
		地 域 インデックス	0 a 0 kg	0 a 0 kg	0	0	0	0	0	0	0		
		計	1,729,849 a 62,818,429 kg	1,922,449 a 69,394,030 kg	11,898,347	45,858	22,926	22,932	123	22,803	45,735		
	家 畜	死 亡 廃 用 共 済	搾 乳 牛	7,284 頭	7,466 頭	2,368,380	151,145	75,572	75,573	23	75,549	151,122	
			育 成 乳 牛	3,893 頭	4,913 頭	1,034,240	10,147	5,073	5,074	10	5,063	10,137	
			繁 殖 用 雌 牛	5,020 頭	5,150 頭	1,509,449	15,202	7,601	7,601	15	7,586	15,187	
			育 成 ・ 肥 育 牛	35,691 頭	36,972 頭	15,268,253	77,523	38,762	38,761	152	38,610	77,371	
育 成 ・ 肥 育 馬			0 頭	0 頭	0	0	0	0	0	0	0		
種 豚			4,710 頭	4,765 頭	193,948	7,165	2,866	4,299	2	2,864	7,163		
肉 豚			28,420 頭	28,498 頭	269,484	51,320	20,528	30,792	3	20,525	51,317		
肉 用 種 種 雄 牛			2 頭	2 頭	329	13	7	6	1	6	12		
計		85,020 頭	87,766 頭	20,644,083	312,515	150,409	162,106	206	150,203	312,309			
疾 病 傷 害 共 済		乳 用 牛	8,197 頭	8,361 頭	193,035	132,613	66,307	66,306	1	66,306	132,612		
	肉 用 牛	21,299 頭	23,012 頭	176,037	66,763	33,382	33,381	1	33,381	66,762			
	一 般 馬	0 頭	0 頭	0	0	0	0	0	0	0			
	種 豚	2,450 頭	2,790 頭	12,600	10,834	4,333	6,501	1	4,332	10,833			
	肉 用 種 種 雄 牛	2 頭	2 頭	80	60	30	30	1	29	59			
計	31,948 頭	34,165 頭	381,752	210,270	104,052	106,218	4	104,048	210,266				

共済目的等		項目		引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料 D	交付金又は 納入保険料 E=B-D	手持共済掛金	備 考	
		本年度予定	前年度実績	総 額 A	国庫負担金 B		農家負担金 C							
果	収	うんしゅう みかん	減 収 一 般	2,913 <sup>a</sup>	2,730 <sup>a</sup>	千円 37,506	千円 1,201	千円 600	千円 601	千円 556	千円 44	千円 645		
			災 害 収 入	4,660 <sup>a</sup>	4,392 <sup>a</sup>	94,300	2,934	1,467	1,467	1,464	3	1,470		
	穫	な つ みかん	減 収 一 般	220 <sup>a</sup>	185 <sup>a</sup>	2,450	43	21	22	19	2	24		
		指 定 かんきつ	減 収 一 般	1,750 <sup>a</sup>	1,584 <sup>a</sup>	35,250	837	418	419	157	261	680		
	共	り ん ご	災 害 収 入	5,400 <sup>a</sup>	5,144 <sup>a</sup>	155,400	3,192	1,596	1,596	424	1,172	2,768		
			減 収 一 般	1,480 <sup>a</sup>	178 <sup>a</sup>	37,000	2,299	1,149	1,150	1,744	△ 595	555		
	済	ぶ どう	半相殺特定	1,300 <sup>a</sup>	1,270 <sup>a</sup>	62,000	2,500	1,250	1,250	1,702	△ 452	798		
			減 収 一 般	1,512 <sup>a</sup>	1,440 <sup>a</sup>	141,467	1,170	585	585	437	148	733		
	樹	な し	災 害 収 入	3,000 <sup>a</sup>	2,844 <sup>a</sup>	420,000	4,008	2,004	2,004	2,023	△ 19	1,985		
			減 収 一 般	633 <sup>a</sup>	598 <sup>a</sup>	23,166	1,804	902	902	1,342	△ 440	462		
			樹園地特定	0 <sup>a</sup>	87 <sup>a</sup>	0	0	0	0	0	0	0		
			計	22,868 <sup>a</sup>	20,452 <sup>a</sup>	1,008,539	19,988	9,992	9,996	9,868	124	10,120		
	樹	樹	うんしゅう みかん		95 <sup>a</sup>	61 <sup>a</sup>	10,900	53	26	27	1	25	52	
			な つ みかん		30 <sup>a</sup>	0 <sup>a</sup>	2,000	0	0	0	0	0	0	
体		指 定 かんきつ		85 <sup>a</sup>	51 <sup>a</sup>	26,500	5	2	3	2	0	3		
		り ん ご		0 <sup>a</sup>	0 <sup>a</sup>	0	0	0	0	0	0	0		
共		ぶ どう		50 <sup>a</sup>	40 <sup>a</sup>	19,863	159	79	80	24	55	135		
		な し		0 <sup>a</sup>	0 <sup>a</sup>	0	0	0	0	0	0	0		
済		計		260 <sup>a</sup>	152 <sup>a</sup>	59,263	217	107	110	27	80	190		

共済目的等			項目		引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料 D	交付金又は 納入保険料 E=B-D	手持共済掛金	備 考
			本年度予定	前年度実績	総 額 A	国庫負担金 B		農家負担金 C						
畑 作 物	大 豆	一 筆	9,084 a 55,568 kg	12,128 a 85,680 kg	千円 8,581	千円 638	千円 351	千円 287	千円 140	千円 211	千円 498			
		半 相 殺	207 a 1,340 kg	32 a 209 kg	329	101	56	45	5	51	96			
		全 相 殺	300 a 2,500 kg	452 a 6,422 kg	425	36	20	16	7	13	29			
		地 域 インデックス	0 a 0 kg	0 a 0 kg	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	9,591 a 59,408 kg	12,612 a 92,311 kg	9,335	775	427	348	152	275	623				
園 芸 施 設	ガ ラ ス 室	I 類	1 棟	1 棟	1,630	2	1	1	0	1	2			
		II 類	22 棟	21 棟	71,636	36	15	21	4	11	32			
	プ ラ ス チ ッ ク	I 類	1 棟	0 棟	500	6	3	3	1	2	5			
		II 類	4,806 棟	4,929 棟	3,097,945	35,247	16,683	18,564	8,372	8,311	26,875			
	III 類	136 棟	84 棟	296,032	2,495	1,176	1,319	282	894	2,213				
	IV 類	甲	105 棟	174 棟	241,735	1,057	488	569	194	294	863			
		乙	54 棟	41 棟	142,585	192	91	101	17	74	175			
	V 類	54 棟	49 棟	211,302	434	204	230	34	170	400				
	VI 類	387 棟	351 棟	64,271	1,263	630	633	386	244	877				
	VII 類	5 棟	4 棟	2,700	178	82	96	49	33	129				
計	5,571 棟	5,654 棟	4,130,336	40,910	19,373	21,537	9,339	10,034	31,571					
合 計					38,131,655	630,533	307,286	323,247	19,719	287,567	610,814			



(2) 任意共済事業の規模

共済目的		引 受		共 済 金 額	共 済 掛 金 、 賦 課 金			保 險 料 B	保 險 手 数 料 C	手持共済掛金 D= A-(B-C)	備 考	
		本年度予定	前年度実績		総 額	共済掛金 A	事務費賦課金					
建 物	総合	17,825 棟	17,819 棟	千円 125,665,550	千円 366,102	千円 254,110	千円 111,992	千円 157,268	千円 36,910	千円 133,752		
	火災	82,635 棟	82,557 棟	1,030,677,350	787,870	434,266	353,604	235,941	95,485	293,810		
	計	100,460 棟	100,376 棟	1,156,342,900	1,153,972	688,376	465,596	393,209	132,395	427,562		
農 機 具	総合	8,876 台	8,862 台	19,340,810	90,068	60,833	29,235	-	-	63,879		
	火災	831 台	831 台	936,190	1,675	1,108	567					
	更新	4 台	4 台	13,850	1,981	1,938	43					
	計	9,711 台	9,697 台	20,290,850	93,724	63,879	29,845					
合 計			1,176,633,750	1,247,696	752,255	495,441	393,209	132,395	491,441			
保 險 割 合					火災共済、総合共済の地震以外 30% 総合共済の地震部分 50%			保 險 手 数 料 率		総 合	23.47%	
								火 災		40.47%		

### 3 引受計画と実施方策

#### (1) 農作物共済

- ① 地域農業再生協議会と連携を図りながら水稲共済加入申込書兼変更届出書と水稲生産実施計画書等の一体化処理を行うとともに、関係団体等と緊密に情報共有することで、作付け状況を正確に把握して適正な引受けを行う。
- ② 令和2年度の未加入者及び令和3年度の加入申込書未提出者に対し、戸別訪問等により積極的な加入推進を行う。
- ③ 青色申告者には収入保険を優先して推進し、水稲については、令和2年度に実施した「農業保険に関するアンケート」で乾燥調製を乾燥調製施設に依頼していると回答された農家に対し、全相殺方式への移行を推進する。麦については、畑作物の直接支払交付金申請者に全相殺方式を推進する。
- ④ 一筆方式が令和3年産までで廃止となることから、他の方式への移行をスムーズに行うため、一体化用紙配布時に引受方式と補償内容を掲載したパンフレットを配布するとともに、一筆方式の加入者に対し令和4年産からの加入意向調査を行い、加入申込漏れや引受メニューの選択誤りが無いよう周知し推進する。
- ⑤ 全相殺方式での加入が円滑に進むように、JA等米の乾燥調製の委託先に依頼したデータ項目及び提供時期等について整理し、全相殺方式の引受体制を整備する。
- ⑥ 共済委員会議や広報紙を通じて共済掛金等の払込期限内納入を周知徹底するとともに、現金納入者の口座振替納入への移行を推進する。また、口座振替不能者や現金納入者に対しては、戸別訪問等により共済掛金等の期限内徴収に努める。

#### (2) 家畜共済

- ① 共済種類、事故除外方式、子牛選択有無など家畜共済のメニュー及び共済金の支払実績を提示・説明し、農家ニーズに即した加入推進と補償の充実を図る。
- ② 引受時に農家から申告があった家畜の飼養状況や飼養計画について、牛個体識別台帳情報や家畜共済事故実績等により検証・確認し、家畜種類・用途・

品種・月齢別に設定した家畜の評価基準を適用し、適正な引受けを行う。

- ③ 県、市町の関係機関及びJ A、畜産協会、養豚協会等の関係団体との連携を強化し、加入資格を有する新たな農業者の把握に努めるとともに、未加入者に対しては、戸別訪問等を通じた制度の周知と理解を図るとともに、掛金が安く加入しやすい事故除外方式の提案など提案型推進を積極的に行う。
- ④ 賦課金の賦課単価を規模別に設定し、多頭飼育者の賦課金負担を軽減することにより、企業経営など大規模な畜産経営体の加入促進や補償の拡大を図る。

#### 【家畜診療所の運営】

- ① 地域の畜産関係団体等及び関係獣医師との連携を図り、畜産農家の経営の安定と畜産業の発展に貢献する。
- ② 獣医師職員の確保が大きな課題となっているため、獣医学生の実習を積極的に受け入れるとともに、N O S A I 協会、中央畜産会等関係団体と連携したリクルート活動を行う等、獣医師職員の確保に努める。
- ③ 喫緊の人員不足に対応するため、再雇用終了職員等との嘱託職員契約や業務委託契約を行い、安定的な獣医療が提供できる人員を確保する。
- ④ 家畜診療所の健全な運営を維持するため、診療業務の効率化を図り、経費の節減に努めるとともに、診療収入等の期限内徴収に努める。
- ⑤ 高度な獣医療が提供できるように、医療機器の更新を計画的に行い、診療体制の維持強化に努める。また、高度な家畜診療技術の習得のため、全国で開催される家畜診療技術研修会等へ積極的に参加する。

#### (3) 果樹共済

- ① 市町、J A及び生産者団体等を構成員とする果樹共済事業推進協議会を開催し、制度の普及啓発と事業推進への協力を求めるとともに、各地区の生産組合及びJ A主催の会議等に積極的に参加し、引受拡大を図る。
- ② 関係機関、J A及び生産者団体等の協力を得て有資格農家の栽培面積を調査し、未加入者の資源及び栽培実態の把握に努めるとともに、有資格農家への制度内容の周知と加入の意思確認を行い、引受拡大を図る。
- ③ 栽培面積、植栽本数等の栽培実態を把握するため、G P S (衛星利用システ

ム)を活用し、園地台帳の整備を効率的に行い加入推進に努める。

- ④ 有資格農業者及び農業経営収入保険へ移行した組合員等に対し、樹体共済の制度内容を周知し、加入推進を図る。

#### (4) 畑作物共済

- ① 関係機関、J Aと連携を図り、水稻共済加入申込書兼変更届出書等の関係書類を基に有資格農家の把握に努める。
- ② 未加入者を含めた生産販売農家及び集落営農法人等に対し、戸別訪問による制度の周知と加入の意思確認を行い、引受拡大を図る。
- ③ 加入申込書に記載されている全耕地の現地確認を行い、栽培の実態を把握し、適正な引受けに努める。
- ④ 一筆方式が令和3年産までで廃止となることから、青色申告者には収入保険、畑作物の直接支払交付金申請者については全相殺方式、交付金申請者以外には半相殺方式への移行を推進する。

#### (5) 園芸施設共済

- ① 関係機関、J A等の協力を得て新規就農者と新設棟に係る情報を把握するとともに、各地区で開催される生産組合等の会議に積極的に参加し、集団加入や拡充された制度内容の周知を図り、新規引受けに取り組む。
- ② 資源台帳の整備及び更新を図るとともに、戸別訪問時に農家ニーズに即した補償内容を提案し、引受拡大を図る。
- ③ 短期被覆の水稻育苗ハウスについて、被覆前に有資格農家へ重点的に加入推進を行う。

#### (6) 任意共済

- ① 農作物共済等の制度共済加入者及び農業経営収入保険加入者で建物共済未加入農家へ、資料提供や戸別訪問による加入推進を行う。
- ② 自動継続特約を推進して、複数年継続加入率の向上を図ることにより、引受共済金額の確保及び加入者の継続加入手続きの軽減を行う。
- ③ 多発する自然災害に備えるため、建物総合共済の加入推進を図るとともに共済事故に対する補償の充実を図るため、臨時費用担保特約付及び落雷事故に備えた家具類への加入を推進する。

- ④ 農機具を所有する法人、大規模農家等の台数、機種等の保有状況を戸別訪問等により調査し、共済資源量を的確に把握する。
- ⑤ 農機具について、補償の充実を図るため、新規購入の場合は新調達価額で加入するよう推進を行う。また、中古購入農機具についても積極的に加入推進を行い、補償の充実を図る。
- ⑥ 共済目的の追加及び共済金額限度額の引き上げを行った農機具共済の改正内容を周知し、加入推進を行う。
- ⑦ 加入推進時に、支払いの対象となる事故、並びに加入者の告知義務等の制度の仕組みや内容について、加入者へ丁寧でわかりやすい説明を行う。

#### 4 損害評価の適正化の方策

##### (1) 農作物共済

- ① 見回り調査を実施し、関係機関、JA等の関係団体と連携を図りながら被害発生状況の早期把握に努め、適期に漏れなく被害申告が行われるよう、組合員への周知徹底を図るとともに、適正な評価体制を整え、適期の損害評価を実施する。
- ② 全相殺方式に対応する耕地図を整備し、迅速かつ適正な共済事故確認調査を実施する。
- ③ 損害評価員等を対象に損害評価現地研修会を開催し、評価方法及び評価眼の統一を図り、適正公平な損害評価の実施に努める。また、共済事故以外の原因による減収等については、分割評価基準の的確な適用を徹底する。
- ④ 高温障害による登熟不良等被害の発生見込みを早期に把握するため、生産者、関係機関、JA等との情報共有に努め、かつ収穫前判定システムの適切な運用を行い、危険情報が出た場合は、関係機関、関係団体と連携して早期に組合員へ周知する。

##### (2) 家畜共済

- ① 牛個体識別台帳情報の定期的な取得・更新により、事故家畜の個体情報及び適用する共済関係等を効率的に確認する。
- ② 死亡廃用共済については、支所等と家畜診療所の連携による効率的な事故

確認に努め、廃用事故認定基準細則及び免責基準を遵守した適正な損害評価を行う。

- ③ 疾病傷害共済については、病傷事故給付基準等に基づき、形式審査、内容審査を適正に行う。内容審査は家畜診療所獣医師職員から審査員を選任し、給付基準等を統一的に適用し集合審査・巡回審査・分散審査を行う。

### (3) 果樹共済

- ① 被害発生的都度速やかに見回り調査を行い、関係機関等と連携し被害状況の早期把握に努め、適期に漏れなく被害申告が行われるよう、組合員への周知徹底を図り、適期の損害評価を実施する。
- ② 台風等の大災害の発生に備えるため損害評価体制を整備し、組合員からの被害申告に基づき、迅速かつ適正な損害評価に努める。
- ③ 損害評価現地研修会を開催し、評価眼の統一を図り評価技術の向上に努める。

### (4) 畑作物共済

- ① 定期的な見回り調査に加え、被害発生的都度速やかに見回り調査を実施することにより、生育状況及び被害状況を早期に把握し、適期に漏れなく被害申告が行われるよう組合員への周知徹底を図る。
- ② 損害評価員等を対象に損害評価現地研修会を開催し、評価方法及び評価眼の統一を図り、適正公平な損害評価の実施に努める。また、共済事故以外の原因による減収等については、分割評価基準の的確な適用を徹底する。

### (5) 園芸施設共済

- ① 事故発生通知及び異動通知が加入者から遅滞なく行われるよう、農家訪問時及び組合広報紙を活用し周知する。
- ② 共済事故発生時に、迅速かつ適正な現地損害評価が行える体制を整えておくとともに、被害が広範囲に発生した場合は、関係団体と連携を図り、被害状況を迅速、的確に把握し、共済金の早期支払いに努める。
- ③ 損害評価現地研修会を開催し、評価技術の向上及び損害評価事務の適正化を図る。

### (6) 任意共済

- ① 罹災時の事故発生通知が、加入者から速やかに行われるよう、共済委員会  
議及び加入証券送付時に周知を行うとともに、落雷・積雪のシーズンや農繁  
期前には組合広報紙等を活用し周知を図る。
- ② 職員の損害評価技術の向上のため、損害評価研修会、事務講習会を開催し  
て知識の習得、向上を図り、加入者への説明力を高める。また、地震等の大  
規模自然災害に備えて開催される中国地区地震災害損害評価研修会及び損害  
評価技術研修会等に参加して、一層の知識・技術向上を図る。
- ③ 反社会的勢力との一切の関係を排除するとともに、原因不明、不審火など  
モラルリスクに関わる可能性のあるものに適切に対応するため、関係機関、  
団体と連携を強化し、適正な共済金の支払いに努める。

## 5 損害防止事業の実施計画

- (1) 鳥獣被害対策として、情報の提供を行うとともに侵入防止資材「防護ネット  
(使用済のり網)」を斡旋する。
- (2) 果樹共済加入者を対象に、病虫害対策として、防除薬剤費の一部助成を行う。
- (3) 野生鳥獣被害対策協議会等へ参画し、市町等関係機関と情報共有を図り、一  
体となって鳥獣被害対策に努める。また、鳥獣被害対策アドバイザースキルア  
ップ研修会等に参加し、習得した知識を農家訪問時や損害評価員会議等で広め  
るとともに、相談や問い合わせがあれば農家へ適切なアドバイス等ができるよ  
うにスキルアップや体制づくりに取組み、農家自身による獣害対策の効果向上  
の支援に努める。
- (4) 家畜共済特定損害防止事業を効果的に実施し、事故の未然防止を図る。
- (5) 家畜共済一般損害防止事業として家畜共済事故低減指導事業及び家畜共済畜  
舎消毒事業を行い、農家の損害の低減を図る。

## 6 農業経営収入保険の推進

- (1) 継続加入者は早期手続きを行い、未加入者については、顧客リストの農業者  
情報を基に、加入意向者をリストアップして、保険料等の試算結果を提示し、  
加入意思を確認し早期推進に取り組む。

- (2) 品目別・地域別に農業者を絞り、計画的（農閑期）かつ効率的（制度共済の推進時）に「加入者の声」や「支払事例」などの資料を活用し個別推進を実施する。
- (3) 広島県農業保険推進協議会の構成団体が主催する会議等を通じ、これまで以上に収入保険の優位性をアピールし、制度の普及拡大に努める。  
また、協議会主催で収入保険に対応した収入の仕分け方法等について、説明会を開催する。
- (4) 農業簿記の専門的知識を習得し、農業者等への適切な助言や記載支援に努める。また、青色申告の普及についても関係機関と連携して取り組む。

## 7 執行体制の整備

### (1) 事務執行体制の整備方法

#### ① 理事会の開催

理事会運営規則に基づき毎四半期各1回、また必要に応じて随時開催し、組合運営上の主要事項及び事業の実施方策等を審議決定する。

また、理事会委員会運営規則に基づき、組合の業務及び事業に関する特定の案件について検討するため、総務委員会及び事業委員会を必要に応じて開催する。

#### ② 監事会の開催

監事会は監査の方針等を協議するため、原則として年2回、また必要に応じて開催する。監事監査規則に基づく監査の実施により、適正な業務執行と組合運営の健全化を図る。

#### ③ 内部管理態勢の整備

監事監査に加え、内部監査規程に基づく定期監査は、リスク管理を含む管理態勢の適切性・有効性を主要な視点として全部署を対象に年2回実施するとともに、必要に応じて臨時監査を実施する。

#### ④ コンプライアンス態勢の整備

コンプライアンス・プログラムの確実な実施により、内部管理態勢の充実・強化を図る。また、現金徴収による不祥事未然防止のため、共済掛金等の口



座振替への移行について推進を図る。

(2) 共済委員等の設置及び職務

- ① 集落ごとに共済委員を委嘱し、組合員と組合の連絡業務及び事業推進等の協力を依頼する。
- ② 共済委員の推薦により、NOSA I 部長を選出し、支所又は地域ごとに NOSA I 部長会を設置する。NOSA I 部長会は、組合運営の協力機関として、共済委員と組合の接点強化を図り、制度の普及、補償の充実に努める。

(3) 職制及び職員の配置計画

参事統轄のもと、農家組合員のニーズに応えるとともに事業計画達成のため、職員の適正配置により円滑な事業運営に努める。

機構体制として次表のとおり、本所は、監査室、総務部、事業部、家畜部の 1 室 3 部 7 課、支所等については 6 支所 1 出張所 1 連絡所、家畜臨床研修所並びに 5 家畜診療所とする。

本 所	人数	支所等	人数	家畜診療所等	人数
参事	1 人	広島支所	10 人	家畜臨床研修所	2 人
監査室	3 人	廿日市出張所	6 人	東広島家畜診療所	4 人
総務部長	1 人	北広島支所	19 人	北広島家畜診療所	7 人
総務課	5 人	東広島支所	18 人	府中家畜診療所	8 人
経理課	4 人	江田島連絡所	2 人	庄原家畜診療所	6 人
企画情報課	6 人	世羅支所	20 人	三次家畜診療所	4 人
事業部長	1 人	福山支所	13 人		
農産園芸課	7 人	三次支所	22 人		
果樹任意課	6 人				
収入保険課	4 人				
家畜部長	1 人				
家畜課	5 人				
計	44 人	計	110 人	計	31 人

(4) 安心の未来拡充運動の推進

運動 3 年次の推進状況を検証し、運動目標である“すべての農家に「備え」の種を届けよう”を念頭に、「備えあれば憂いなし」の農業生産体制の構築に向

けて、農業共済制度と収入保険制度を総合的に推進し、農業経営のセーフティネットを確実に広げていく取組みを積極的に展開する。

#### (5) 役職員研修等の体制及び計画

広島県農業共済組合研修基金研修計画に基づき、役職員の資質向上及びコンプライアンスを重視した各種研修会等を開催し、関係法令等の専門的知識の習得と倫理意識の高揚に努める。

また、NOSA I 協会等が主催する研修会等へ職員を計画的に参加させ、人材育成の強化を図る。

### 8 広報関係

(1) 組合広報紙を年4回発行し、組合情報や事業内容等の情報提供を行い、農業保険制度の普及・定着に努めるとともに、ホームページを最大限活用して情報開示と説明責任を果たし、組合の透明性を確保する。また、組合や農業保険制度に対する意見・要望を聴くため、組合広報紙とホームページの広聴機能の充実を図る。

(2) 役職員が、農業共済新聞を発行する意義や果たす役割の認識を共有し、大型農家、農業法人、収入保険加入農業者等への訪問機会に購読奨励を行う。特に基礎組織の未購読者に対しては、面談・訪問・共済委員会議等、あらゆる機会を捉えて、農業共済新聞の購読を奨励し、普及拡大に努める。

(3) 広報委員会議を定期的で開催し、制度内容等を効果的にPRするための広報推進体制の強化を図る。

### 9 事務機械化関係

(1) セキュリティポリシーに基づき、NOSA I で扱う情報やこれらを管理する機器等の情報資産に対する安全対策の推進と適正な安全管理に努める。

(2) 情報セキュリティの重要性について、研修会等を通じ、職員の共通認識の徹底を図る。

(3) 農業共済制度の改正によるシステム改修に対応するとともに、システムの安定稼働に努め、補助システムの構築による事務の効率化を図る。

- (4) 情報の安全性及び運用の効率化を高めるため、データを本所で総括管理するための環境整備を図る。
- (5) グループウェアを有効活用し、各部署及び支所間の情報共有と管理業務の効率化、合理化を図る。
- (6) 収入保険制度と農業共済制度の加入者情報を連携させ、効率的な組合員等情報管理を行うとともに、農業保険システムの Web 化に向けたシステムの環境整備をする。

## 10 損害防止事業実施要領

- (1) 家畜共済事故低減指導事業実施要領
- (2) 家畜共済畜舎消毒事業実施要領
- (3) 果樹共済損害防止事業助成金交付要領

## 11 事業奨励要領

- (1) 任意共済事業推進奨励金交付要領

## 12 予算統制の方策

事業計画に則った事業の完全実施及び余裕金運用の基本方針に基づき、余裕金の安全かつ確実な運用により収入の確保に努める。また、予算執行にあたっては、定期的に予算執行状況の検証を行い、業務運営の合理化、効率化を図り徹底した業務経費の抑制に努め、支出計画に基づき適正に執行する。